

第2節 許可等の条件

都市計画法

(許可等の条件)

第79条 この法律の規定による許可、認可又は承認には、都市計画上必要な条件を附することができる。この場合において、その条件は、当該許可、認可又は承認を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

本条は、開発許可等に際して都市計画上必要な条件を付することができることを規定したものです。

- (1) 開発許可には、特に必要がないと認める場合を除き、少なくとも工事施工中の災害防止措置、開発行為の適正な施行を確保するため必要な条件並びに当該開発行為を廃止する場合に工事によって損なわれた公共施設の機能を回復し、及び工事によって生ずる災害を防止するため必要な措置等の条件を具体的に明記して付すこととなります。
- (2) 法第43条に基づく建築等の許可に際して、本条に基づき、建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を付すことも可能であると解されますので、必要な条件を付す場合があります。
- (3) 「不当な義務」とは、都市計画を推進する上で必要とされる合理的な範囲を超えて、私権を制限する場合をいいます。